

令和2年9月定例会 消費者・環境対策特別委員会(付託)

令和2年9月30日(水)

[委員会の概要]

原委員長

ただいまから、消費者・環境対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明・報告事項】なし

志田危機管理環境部長

理事者において、説明又は報告すべき事項はございません。

原委員長

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

大塚委員

先般の一般質問でもした合併処理浄化槽の普及ということなのですけれども、先般も申し上げたとおり、汚水処理とか汚水処理人口普及率が徳島県は非常によくはないということで、合併処理浄化槽の普及について協議会を設置して実効性のある方策の検討を行うという答弁を頂いておりました。これについて、もう少し詳しい状況を御説明していただきたいと思います。

福山水・環境課長

ただいま、大塚委員から、浄化槽に関する協議会につきまして、設置の経緯や詳しい目的、状況について御質問を頂きました。

本県では下水道や集落排水の整備、合併処理浄化槽の普及など、生活排水対策を推進しているところでございますが、汚水処理人口普及率は全国平均と比べ低い状況でございます。

こうしたことから、汚水処理人口普及率の向上に向け、4月より市町村の浄化槽担当者や浄化槽民間事業者の方々に、普及に向けた個別ヒアリングを実施してまいりました。

その結果、合併処理浄化槽の整備につきましては、高齢化世帯におきまして、介護環境の整備やトイレの水洗化が期待されているものの、新たに設置する浄化槽をいつまで使用できるのかなど、利用期間への懸念や経済的な負担など課題があること。また、山間部の御家庭におきましては、水環境への意識がとて高いものの、急峻^{しゅん}な地形や道路事情により設置が難しいと考えられていること。住宅密集地や古民家集落におきましては、新た

に浄化槽を設置する場所、スペースが無く、集合型の合併処理浄化槽が望まれていることなど、転換に係る様々な課題や地域ニーズが分かってまいりました。

こうしたことを受け、去る8月26日、市町村に浄化槽メーカーや施工管理、清掃事業者など、民間事業者の皆様にご参加いただき、とくしま浄化槽連絡協議会を設置したところでございます。

この協議会では、民間事業者の豊富な専門知識や、幅広い経験、能力を最大限に活用し、転換につながる様々な課題の解決や地域ニーズに対応できる実効性のある方策の検討を行いたいと考えております。

そのほか、この協議会では、災害時の対応として、災害発生時における浄化槽汚泥の収集運搬や処理のルール作り、適正な維持管理につながる正確な浄化槽台帳の整備や法定検査の受検率向上、あるいは県西部におきまして、着実に整備が進んでおります市町村設置型浄化槽の更なる整備促進策などを検討してまいります。

協議会では、これらの取組を通して汚水処理人口普及率の向上につながる合併処理浄化槽の普及促進とともに、地域における様々な課題の解決を官民協働で進めてまいりたいと考えております。

大塚委員

今お答えいただいたのですけれども、実際、各現場におきまして、清掃業者の方というのは、非常に事情に詳しい方がいらっしゃるのです。それで、かなり突っ込んだところまで知っているということがあって、私も一人知り合いがいるのですけれども、いろいろな実情について意見を伺います。実際にきちんとしたそういう処理をやるには、こうしたらいいのではないかと、いろいろなことを言っていたのです。

そういうことから、この協議会を作ったというのは、非常に大事な意味があると思うのです。そういうことで、現場でそういった処理業者の方に実際のところを突っ込んで聞いていただいて、こうしたほうがいいと。

特に、いろいろ場所によって事情が違います。それについても、民間の方の知恵と申しますか、経験と申しますか、それを是非伺ってスムーズに合併処理浄化槽が設置できるようにしていただきたいと思っております。

今、お答えの中で、災害時における汚泥の収集運搬とか、処理のルール作りを行うというご回答があったのですけれども、これについてはもっと詳しくお願いしたいです。

福山水・環境課長

ただいま、大塚委員から、災害時における汚泥の収集運搬や処理のルール作りにつきまして御質問を頂きました。

災害発生時におきましては、汚水処理施設が被災した場合、被災者の衛生環境を確保するため、仮設トイレや浄化槽のし尿処理など、適正かつ迅速な対応が求められることとなります。

さらに、大規模災害時におきましては市町村を超えての広域的なし尿の収集運搬や処理が不可欠となることから、この協議会におきましては、市町村や事業者とともに、汚泥処理に係る市町村間での広域連携や収集運搬に係る清掃事業者との連携など、ルール作りを

しっかり行ってまいりたいと考えております。

大塚委員

災害時、実際洪水とかが起こったときに、飲む水とか食べ物、それからし尿とかの排水、これは絶対欠かせないものです。そして災害時に一番しなければならないことをスムーズにやるということが非常に大事になってくると思います。

そういうことで、それがスムーズにできるには合併浄化槽がいいのではないかと思いますし、実際そうだと思いますので、是非合併浄化槽の普及を図っていただきたいと思います。

そういう意味で、徳島県は全国で一番普及率が悪いという中で、最下位というのは非常にどうかなと思いますので、もう本当に、更に強い気持ちで、是非、合併浄化槽を主体とした処理を協議会を通じて相談の上、進めていただきたいと思います。

山田委員

私も今の大塚委員の質問との関連で、汚水処理人口普及率について、事前委員会でも聞きました。既に報道もされておりますけれども、63.4パーセントで18年連続最下位という状況でした。

文字どおりこの問題は知事の在任期間の中で好転しない課題の一つというような報道もされています。そういう意味では非常に深刻な状況が長年にわたって続いて、この委員会でも、私は県土整備委員会にも所属しておりますが、そこでも議論が重ねられたわけです。

そこで、まず聞きたいのですが、こういう状況にあるのですけれども、事前委員会でも聞きました、県予算の状況ですね。平成26年の基準年から直近の令和2年度の水・環境課予算について、具体的に御報告をお願いしたいと思います。

福山水・環境課長

ただいま、山田委員から、平成26年度から今年度までの水・環境課の予算の推移について御質問がございました。

まず、当初予算につきまして説明を申し上げます。

平成26年度当初予算 5億484万5,000円。平成27年度当初予算 5億6,336万円。平成28年度当初予算 5億6,611万3,000円。平成29年度当初予算 5億2,589万7,000円。平成30年度当初予算 4億9,603万6,000円。令和元年度当初予算 4億9,943万3,000円。令和2年度当初予算 4億7,555万7,000円となっております。

次に、当初予算と補正予算の合計でございます。

平成26年度から平成30年度までは、補正予算は組まれておりません。令和元年度の当初予算と補正予算の合計でございますが、5億1,193万3,000円。令和2年度予算、9月補正を含めると、5億5,545万7,000円となっております。

山田委員

今の答弁だったら、基準年である平成26年度の当初予算が5億484万5,000円、今年度が4億7,555万7,000円と、当初予算ベースを見たら下がっている。補正予算で積んで上回っ

ているという説明になろうかと思うのですけれども、18年連続で最下位となっているこの取組が当初予算ベースとはいえ減っている、ということはどう考えているのかという点が1点と、その補正予算が令和元年度から出まして、令和2年度も補正予算としてこの前も積まれたわけですけれども、この中身はどういうものかということと、併せて、この補正予算は全部国がらみの予算だと思いますので、このうちの県予算についても数字的なもので恐縮なのですけれども、御答弁ください。

福山水・環境課長

ただいま、山田委員から、当初予算が少ない理由、それから、県予算の中身等につきまして御質問がございました。

まず、とくしま生活排水処理構想2017の基本年度でございます平成26年度予算に比べると、年度間の増減はあるものの、現在ほぼ同額を確保している状況でございます。

補正予算で言いますと、5,000万円程増額になっているというところになります。

次に、ワースト脱却のために予算を増やさなければならないのではないかと御指摘につきましては、今後汚水処理人口普及率の向上に向けて、効果的な方策を打ち出し、予算の獲得に努めてまいりたいと考えております。

次に、県予算の内訳につきましての御質問でございます。

過去3か年の合併処理浄化槽の普及に係る環境衛生指導費としまして、平成30年度予算7,211万円、令和元年度予算としまして7,573万円、令和2年度予算として7,386万円となっており、過去3年間ではほぼ同額を確保している状況です。

それと内訳の中には、旧吉野川流域下水道に係る都市計画総務費が含まれております。これにつきましては、平成30年度予算3億8,227万2,000円、令和元年度予算3億8,466万2,000円、令和2年度予算3億6,417万1,000円となっており、これは旧吉野川流域下水道特別会計への繰出金でございまして、発行した企業債の年度ごとの元利償還金の変動によりまして、予算額が変動しているものでございます。

山田委員

今、説明を頂いたのですけれど、先ほども言いました。18年間連続してワーストで県政の中で好転しない重要な取組の一つと言われているのに、予算的に見たら横ばいないしは下降線、当初予算で見たら下降線という状況だと。実はこれ、以前の委員会、例えば長尾議員が県土整備委員会にいた時に当時の部長のほうからも努力していきたいという表現も答弁に残っています。

ということで、今日も福山課長の答弁をまたこれからも頼んでいくのですけれども、県土整備部としてこの課題をどう認識して、またこの予算の現状をどう見て、改善をしていくつもりはあるのか、という点についての取組、決意について、今日は部長が来ていないので副部長から御答弁いただきたいと思っております。

福山水・環境課長

山田委員から、県土整備部として具体的にどういうふうに取り組んでいくのかという御質問でございます。

汚水処理人口普及率の向上につきましては、合併処理浄化槽への転換、普及が大変重要と考えてございます。このため去る8月26日に市町村や浄化槽メーカー、施工・維持管理など様々な民間事業者の皆様に御参加いただき、とくしま浄化槽連絡協議会を設置したところでございます。

今後は、この協議会におきまして民間事業者と連携し、合併処理浄化槽への転換につながる実効性のある方策を打ち出し、しっかりと予算の獲得につなげてまいりたいと考えております。

山田委員

残念ながら副部長は立たなかったと。私、これは県土整備部として課長がそういう答弁するのは当然だと思います。同時に、これは以前の中心的な幹部の皆さんがどう受け止めて、どう見て財政課等々にどう要請するかというのが非常に重要な問題だと思うのです。

それで、どちらにしてもこの汚水処理の最後では聞きたいと思いますので、答弁に向けて少し心の準備をしておいてほしいと思います。

今、合併処理浄化槽の問題が出ました。実は2017年にとくしま生活排水処理構想2017というものが出ております。その中にはかなり具体的な合併処理と公共下水道、合併浄化槽対応という形の資料が出ております。その状況ですね、2017年の目標と令和元年度末の実際の状況はどうかについてお答えください。

福山水・環境課長

ただいま、山田委員から、とくしま生活排水処理構想2017の施設ごとの中間目標値とその状況について御質問を頂きました。

平成29年度に策定したとくしま生活排水処理構想では、令和17年度末の汚水処理人口普及率97パーセントを最終目標と定めております。

この目標達成のための中間年次の目標として、令和2年度末68.0パーセント、令和7年度末78.7パーセント、令和12年度末87.1パーセントと定めているところでございます。

令和2年度末の処理種別ごとの中間目標と令和元年度末の実績についての御質問でございますが、流域下水道が目標3.9パーセントのところ3.1パーセント、その他の公共下水道が目標17.3パーセントのところ15.2パーセント、集落排水施設が目標2.7パーセントのところ2.7パーセント、コミュニティプラントが目標0.4パーセントのところ1.0パーセント、合併処理浄化槽が目標43.7パーセントのところ41.3パーセント、合計63.4パーセントとなっているところでございます。

山田委員

今、具体的に報告を受けたのですけれども、さっき大塚委員からも出た合併処理浄化槽も含めて一定の差が出ているわけですけれども、それだけではなくて、この差というのは令和2年度の68パーセントに向けて、どのように改善される見通しなのかについてお答えください。

福山水・環境課長

どのように改善していくのかということでございます。

中間目標として、令和2年度末の汚水処理人口普及率は68.0パーセントと定めているものの、令和元年度末の汚水処理人口普及率は63.4パーセントであり、更なる向上が求められているところでございます。一方、伸び率につきましては前年度から1.6パーセント上昇し、全国1位となっているところでございます。

その内訳につきましては、下水道人口が0.3ポイント上昇し、合併処理浄化槽が1.4ポイント増加している状況を踏まえて、合併処理浄化槽の普及が汚水処理人口普及率の向上に大きく寄与しているものと考えております。

そこで、これまでの取組に加え、8月26日に設置したとくしま浄化槽連絡協議会におきまして、合併処理浄化槽の普及展開につながる実効性のある方策の検討を進めるなど、汚水処理人口普及率の向上にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

山田委員

そうしたら、今回の令和2年度末は、平成26年度を基準年にして最初の目標数値ですよ。ここが68パーセント、しかし、残念ながら今年度末で63.4パーセントと。伸び率は確かに全国では素晴らしいというものの1.6パーセント。この1.6パーセントを単純に2パーセントとしても、68パーセントにとっても届かないということです。

だから現時点で68パーセントについては届かないという認識なのか。取組についても先ほど来、新しく設置した協議会、合併処理浄化槽と、同じ答弁をずっと繰り返されているのですけれども、68パーセントの達成は難しい状況だという認識は県のほうもお持ちなのですね。

福山水・環境課長

68パーセントの達成につきましては、先ほども申しましたように更なる向上が必要と考えておりまして、これからしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

山田委員

いや、だからしっかり取り組もう、はよく分かっているのですけれども、68パーセントの見通しですね。どう考えても63.4パーセントといたら5パーセント近く伸ばさないといけない。しかし、今の協議会をすとかいう取組を含めて、5パーセント伸びるかということになったら非常に難しい。私はその事実は事実として認めた上で、今後のいろんな展開を図るし、予算面も含めてアクセルを踏むような取組をしていくことが重要だと思うのですけれども、もっと率直にその辺についてお答えいただけませんか。

福山水・環境課長

令和2年度末の目標値68.0パーセントにつきましては、高いハードルと考えておりますが、更なる努力によりまして達成に向けて努力してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

山田委員

よろしく申し上げますと言っても、これは我々自身も検証していかないといけないし、どちらにしてもこれから11月、2月と議会があるわけです。ある程度の方向性がおのずと結果として出てくる、ということで見たらここでの議論というのは非常に重要になるし、来年度の予算がどうなっていくかについてももしっかり見ていかないといけないと思います。

福山さんは言いたくても言えない立場というのは私自身も理解しているわけですがけれども、そうは言っても県民の皆さんから見たらこの状況というのは、という声は上がってくるのは当然なので、その辺はしっかり見てほしいと思います。

先ほど来、話が出ている流域下水道の問題についても聞いておきたいと思います。全体計画や現在までの事業内容ですね、事業費とか面積ベース等々について御報告ください。

福山水・環境課長

ただいま、山田委員から、旧吉野川流域下水道の整備計画、整備状況につきまして御質問いただきました。

旧吉野川流域下水道事業につきましては、旧吉野川流域2市4町、徳島市、鳴門市、松茂町、北島町、藍住町、板野町の公共用水域の水質保全を目的とし、流域下水道の整備を図るものでございます。

この全体計画につきましては、事業費約600億円、関連費を含めると2,100億円、処理人口は約15万6,000人、区域面積約4,700ヘクタールとなっております。

このうち事業計画として徳島市を除く1市4町においては事業費約390億円、関連市町の費用を含めると700億円でございます。処理人口は2万9,000人となっており、区域面積は885ヘクタールでございます。

令和元年度末時点での整備状況につきましては、事業費は約338億円、関連費を含めると約575億円となっております。

処理人口は2万3,036人、供用開始区域面積は695ヘクタール、接続率は45.4パーセント、接続人口につきましては1万454人となっております。

山田委員

接続率のことを言われましたが、具体的な市町の接続率、現時点での接続率についても教えてください。

福山水・環境課長

現在の具体的な市町ごとの接続率でございます。

原委員長

小休します。(11時01分)

原委員長

再開します。(11時03分)

福山水・環境課長

現在の各市町におけます接続率につきまして御質問がございました。

鳴門市41.1パーセント、松茂町61.8パーセント、北島町43.2パーセント、藍住町51.2パーセント、板野町31.8パーセント、合計45.4パーセントとなっております。

山田委員

45.4パーセントと接続率については非常に苦戦されているという状況で、これは既に報道もされていますけれども、併せて、実はこの旧吉野川流域下水道事業は当初は2018年度完成ということになっておりました。

それが現在、終了年時を2035年度まで延長していますね。その延長した理由と計画処理面積と計画処理人口の推移についても御答弁ください。

福山水・環境課長

山田委員から、旧吉野川流域下水道の完成時期が2018年から2035年に延伸されたのはなぜか、ということがございます。

旧吉野川流域下水道の全体計画につきましては平成11年度に計画を策定し、20年後の平成30年度、2018年度を目標年度と定め、県が幹線管理と終末処理場の整備を行い、市町は各住宅を結ぶ面整備を行うことなど役割を分担し、これまで整備を進めてまいりました。

しかしながら、人口減少や高齢化など社会情勢の変化や厳しい市町の財政状況の下、計画どおりに整備が進んでいない状況であったことから、平成30年度に関連市町と協議いたしまして、目標年度を令和17年に延伸したものでございます。

山田委員

それについても更に突っ込んでいろいろ聞きたいのですが、しかし大幅に延びた。計画処理面積の変更とか処理人口、これが大きな一つの要因になっているわけですが、そういう点があったと。これを答弁し始めたら時間が足りなくなってくるので、また後にでも御説明に来てもらったらと。

同時にこの状況をどういうふうに打開するかということで、実は以前の委員会からずっと、し尿処理の投棄という問題も出ています。

これがいいかどうかは別にして、広域化という話も出ているのですが、そういう取組の状況、現時点では流域下水道の生かし方としてこれだけの接続率の低さがあるので、どういう状況になっているのか端的にお答えください。

福山水・環境課長

ただいま、山田委員から、流域下水道へのし尿投入の状況につきまして御質問を頂いたところでございます。

旧吉野川流域下水道へのし尿や浄化槽汚泥の受入れにつきましては、施設の有効活用や水量の増加に伴う歳入の増加が見込まれ、事業の経営健全化につながることから積極的に推進しているところでございます。

その中で、現在は藍住町がし尿投入事業を行っておりまして、この事業につきましては、

平成28年度から事業計画の策定を行い、今年度、し尿処理施設中央クリーンステーションをし尿投入施設に改修する事業が国土交通省の交付金事業に新規採択されたところでございます。現在は、事業の実施主体である藍住町が工事着手に向けた準備作業を進めており、令和3年度末の供用を目指すことになっております。

その他市町につきましても、し尿投入に関する検討を進めているところでございます。

山田委員

し尿投入で何とか経営を少しでも立て直そうと今動いている最中ということで、これについてもまた聞いていきたいと思うのですが、しかし、いずれにしてもこの旧吉野川の流域下水道ですね、一期工事でも今言った状況がある上に元々の計画が二期工事というのもあります。

そろそろこれはしっかり見直す時期に来ている。これは前の委員会からもいろんな格好でずっと引き継がれているわけですが、そのままそれが残念ながら見直すことに取り組んでいないという状況なのです。その大規模な計画見直しというのをどのように進めていくのかということも含めて、特に併せて言ってほしいのは、徳島市は実はこの事業の恩恵を受けていません。負担金だけ出しているという状況が続いています。徳島市の負担金の総額も含めて御答弁を頂いて、この大規模な見直しをどのように進めていこうとしているのかについても御答弁をお願いしたいと思います。

福山水・環境課長

旧吉野川流域下水道事業につきまして、計画を見直す時期ではないのかといった御質問でございます。

本県では、平成29年度7月に汚水処理人口普及率の向上に向け、とくしま生活排水処理構想2017を策定し、また令和2年3月には下水道サービスの安定的かつ持続的な提供と経営健全化を目的に、整備手法の最適化や集落排水との統合による広域化・共同化、し尿投入の受入れによる施設の有効活用を行うことなど、徳島県流域下水道事業経営戦略を策定したところでございます。

本事業は、これらの基本方針に基づき、旧吉野川流域下水道がより良い施設へ発展できるよう関連市町とともに取り組んでいるところでございます。

山田委員

今の答弁、ずっとそのような格好で答弁されてきているのですが、先ほど言ったように一期事業、二期事業というように分けて、二期事業のめどが全く立たずに合併浄化槽のほうへ県も方向を変えられている。いいことだと思うのですが、私はこれは評価すべきことだと思うのです。けれどもそのままの計画を置いておいてよいのか、という問題もあると思うのです。

こういう点もあるので、時間の関係で、東條副部長にこのことも含めて、この予算のことも含めて、18年間ずっと最下位にいるという現状とそれを改革する、改善する県土整備部としての意欲について、最後に聞いておきたいと思います。

福山水・環境課長

山田委員から、今後どうしていくのかということで更なる質問を頂きました。

この汚水処理人口普及率の向上に向けては、市町が補助している事業でございます合併浄化槽、そして流域下水道事業につきましても面整備につきましても市町のほうが主役となってどんどん事業を進めているところでございます。

他の公共下水道、それから集落排水施設の整備につきましても市町の事業ということで、今後しっかりと市町村と綿密に連携をしながら、協力しながら汚水処理人口普及率の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

山田委員

結局東條さんは答えなかったということ。委員長、私は以前の流れからいっても福山課長とか中心的な担当課ということはあるのですけれど、県土整備部としての取組というのをかなり前から求められて、当時の部長は既に答弁されています。という状況があるので、県土整備部としてこのことをしっかり答弁するということは必要なことだと、声を大きくしませんけれども思いますよ。

いずれにしても、今度部長が出てきたときにこの問題については聞いていきたいと思えます。

残った時間で温暖化対策についても聞いておきたいと思えます。

二酸化炭素を多く排出する石炭火力発電が問題になって、高効率化の石炭火力発電は温存推進するという政府の姿勢に、パリ協定が掲げる脱炭素の流れに逆行すると国内外から厳しい批判の声が出ております。

もちろん石炭火力発電についての権限は国が持っており、県は持っていないということを知った上で聞くのですけれども、住民の皆さんから徳島県内の石炭火力発電についても様々な不安の声、意見を聞いております。

そこで、まず県内の石炭火力発電がどのような状況になっているのかお答えください。

熊尾環境首都課長

ただいま、山田委員から、県内におけます石炭火力発電所の現状ということで御質問がございました。

公表されている範囲でのお答えということになりますけれども、県内の石炭火力発電所につきましても3基が稼働しているという状況でございます。

全て阿南市に所在をしておりますけれども、この3基のうち1基が発電能力が70万キロワット、残りの2基が105万キロワットということで、石炭火力発電所につきましても蒸気条件によりましてクラスが分かれてございます。

下から申しますと亜臨界圧クラス、超臨界圧クラス、超々臨界圧クラスということになってございますけれども、徳島にございます3基については全て効率が高いとされております超々臨界圧クラスであると認識をしております。

山田委員

今の政府の方針でいけば、効率が高いと温存するということなのですからけれども、これは

国連から日本政府に対しても2030年までに向けて石炭については全部なくす方向で、という要請も出ているし、世界もそういう流れになっているわけです。それは答弁要りません、そういう流れだということなのですから、そうしたら徳島県内の温室効果ガスレベルで見て、県内の排出量に占める電力の割合、中でも石炭火力発電、化石燃料というのが分かっていたら御答弁ください。

熊尾環境首都課長

ただいま、県内で排出をされている温室効果ガスの石炭火力発電所からの排出割合ということでございます。

県内の電源構成についてはデータが公表されていないということで、四国電力の公表数値ということで御説明をさせていただきますと、2019年度の構成としまして石炭火力発電所につきましては30パーセントということになっているところでございます。

山田委員

30パーセントという状況、これについては徳島県の取組を見ていく上でも、私は非常に重要な要素になってくるのだと思うのです。これについても質問したいのですけれど、時間の関係がありまして、また改めて質問したいと思います。

そこでこういう取組も含めて二酸化炭素の削減に向けてのエネルギーの地産地消、これをどう進めるかというのが大きな問題になっています。

ということで、徳島県の地産地消エネルギーの状況というのを具体的な数値も含めてどういう現状かお知らせください。

美保自然エネルギー推進室長

ただいま、山田委員から、エネルギーの地産地消の状況につきまして御質問を頂いております。

徳島県での取組といたしまして、昨年の7月、2030年自然エネルギー電力自給率50パーセントを目標といたします自然エネルギー立県とくしま推進戦略を策定し、この実現に向けまして地産地消の促進を含む四つのプロジェクトを設定しております。

地産地消推進プロジェクトの内容といたしましては、地域新電力への取組といたしまして、その地域新電力の取組を促すためのセミナーの開催、低炭素住宅への支援といたしましてネット・ゼロ・ハウス等の普及拡大の促進、FIT終了後の電源の有効活用といたしまして有効活用できる環境整備や自己消費への移行のための蓄電池導入支援強化などについて国への政策提言ということで、これらを挙げましてその実現に向けて取り組んでいるところでございます。

なお、地産地消の状況を示すような数値につきましては持ち合わせておりません。

山田委員

これについてもまた聞きたいと思いますが、前の委員会の時に時間切れで聞けなかった水素グリッド構想についても聞いておきたいと思います。

以前2月議会で私が質問したのですけれども、水素の1トン当たりの二酸化炭素の排出

の金額が546万円と当時報道されました。

それに対して東京都の1トン当たりの排出取引の状況は数百円から1,000円と、あまりにも天文学的な違いがあるではないかということ指摘したことがありますが、今回は東亜合成株式会社によるとか、新たなそういうことができていますのでけれども、そういう状況の下で、太陽光はこれよりはるかに高かったけれどもどんどん安くなっていると以前の部長さんが答弁されました。

そういう状況はあるのですけれども、水素はそう簡単にはいかないだろうと思うのですが、現状について御報告ください。

美保自然エネルギー推進室長

ただいま、水素のコストについての御質問を頂いたかと思えます。

二酸化炭素1トン当たりの県費の負担額ということでは546万円ということで御答弁させていただいております。

山田委員が御指摘の東京都におけます200円とか1,000円とかということにつきましては、こちらのほうは東京都の排出量取引制度に基づく制度でございまして、オフィスビルなど事業者ごとに温室効果ガス排出量に削減義務を設けまして、その削減義務を自ら達成できない分については排出量の取引により削減量を調達するというところでございまして、その際の取引価格の参考値といたしまして東京都が1トン当たり200円から1,000円ということを示しているものでございます。この価格は、いわゆる環境価値の価格でありまして、温室効果ガス削減に要した経費のみを抽出した価格となっております。

私どものほうが546万円ということを示させていただきましたのは、水素の製造に要する経費ということで、環境価値分と水素製造に要する経費につきましては単純に比較することはできないものと考えております。

なお、今後水素につきましては国におきましても国策として水素の技術開発、それから普及拡大を図っておりますので、今後につきましてはそういう技術開発、普及拡大によりコスト低減がもたらされてくると考えております。

山田委員

では最後の質問にします。実はこれまた引き続いてしていかないといけないと思うのですけれども、私は2月の時にやまがた新電力を紹介しました。

実は企業局は令和6年度で四国電力との契約が一応切れるという状況になっています。また、経済産業省から度々、九つの電力会社との取引についての随意契約はいけないというような指摘がされているということもありました。

そこで本当に二酸化炭素削減を本格的に進めようとしたら、こういう地産地消を進めるということ、また供給基地化、また防災対策の上からも民間としっかり協力して、県が音頭をとってこういう新電力のような検討組織を作って、住民の皆さんに供給するとともに、県内で経済が回るような仕組みを検討すべきと思うのですけれども、この点について最後に質問して終わりたいと思います。

美保自然エネルギー推進室長

ただいま、やまがた新電力のような地域新電力を立ち上げるための検討組織ということでの御質問でございます。

地域新電力は地域自治体、地域の企業、住民が出資した電力会社ということで、エネルギーの地産地消を目的とする地域密着型の電力小売業でございます。こうした事業形態であるために、エネルギーの地産地消にとって地域新電力は有効な手段であると考えております。

一方で地域新電力の設立に向けましては、電源の調達、販売先の確保、自然エネルギーをメインとした電源構成である場合は自然エネルギー電源が不足した場合における常時バックアップ電源の確保や市場からの調達、それから新電力を含む既存の電力会社との激しい価格競争に打ち勝つための事業スキームの確立など、技術、法律、営業や組織運営を含む経営面など多方面にわたり非常に高い専門性を有する人材、それから技術が求められるなど様々な需要があるとされております。

自然エネルギーの地産地消につきましては重要な課題でありますことから、自然エネルギーによります電力供給を希望する方が安定した電力の供給を受けられるよう、また電力事業者が安定した電力を調達できるよう、県といたしましては、まず自然エネルギーの普及拡大を目指した基盤整備の取組を進めていくとともに、更には産学官で構成いたします自然エネルギー活用プロジェクトチームなどでその推進の在り方を検討してまいりたいと考えております。

梶原委員

浄化槽、污水处理の話ばかりしているのですけれど、1点だけ気になったのでお聞かせいただきたいと思っております。

数年前と思うのですが、長尾前議員が単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めるに当たって、^{かい}隗より始めよということで、まず公共施設の単独浄化槽の転換をしっかりと進めていくべきではないかと質問させていただいたと思うのですが、その後の状況を教えていただきたいと思っております。

原委員長

小休します。(11時25分)

原委員長

再開します。(11時25分)

福山水・環境課長

ただいま、県有施設に設置されている単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の状況につきまして御質問を頂きました。

県有施設に設置されている転換対象施設166基のうち、廃止予定や下水道接続予定などを除く125基について順次合併処理浄化槽への転換を進めることとし、まず避難所や防災拠点となる施設の72基を優先し、令和3年度までを重点取組期間として集中的に実施することとしております。

令和元年度は36基の転換が図られ、また今年度は17基を転換する予定であり、可能な限り早期に転換を完了するよう関係機関との連携を強化し取り組んでまいりたいと考えております。

梶原委員

令和元年が36基で2年が17基ということで、全体の166基はおおむねいつぐらいに完了するという見込みなのでしょうか。

福山水・環境課長

まずは、避難所や防災拠点となる72基を進めていくということが重要と考えておりました、その後残りの施設についても順次取り組んでまいりたいと考えております。

梶原委員

分かりました。特に避難所になる施設は大事と思っております。しっかり推進をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それともう1点ですが、鳥獣対策ということで、徳島市国府町をはじめ吉野川沿岸におきまして野菜、ブロッコリーとかホウレンソウの苗をカモの大群が来て一晩で食べてしまうという被害がここ数年ございまして、その対策として国の交付金を活用して農業用の不織布を畑に被せて、という方法をここ数年実証事業として行っているようでございます。

大変効果があるということで国府町の農家さんには非常に好評を得ておきまして、この実証事業の概要と成果につきまして、改めて県の所見をお伺いしたいと思います。

宮崎鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、梶原委員から、国府町におけるカモの被害対策についての御質問を頂いております。

この徳島市のカモの被害対策の実証事業につきましては、平成29年度に徳島市国府町をはじめ、吉野川沿岸でカモによる食害が広がったことから、徳島市内の7か所におきまして、ブロッコリーのほ場を農業用の不織布で覆うことによる被害防止対策の調査を行いました。

その調査結果を受けまして、徳島市役所が中心となりました徳島市鳥獣被害対策協議会が、平成30年度から3年間、国府町や応神町の生産者を中心に、ほ場を農業用不織布で覆うことによりまして、カモの食害に対する被害防止の実証を徳島市内で広域的に行っております。

この対策の結果でございますけれども、徳島市のカモによる農作物の被害額は、平成29年度につきましては500万円でございますところ、平成30年度は0円、令和元年度につきましては76万7,000円と、被害額は減少傾向にありまして、農業用不織布で覆うことがカモの被害対策には効果があるものと認識しております。

なお、この交付金事業は、徳島市の被害防止計画に基づき、野生鳥獣による農作物の被害の防止対策への取組に対しまして、国が予算の範囲内で採択いたしまして支援する事業でございます。

梶原委員

この農業用不織布の使用によりまして、着実に効果は表れているということでありますが、今お聞きしたところによると、平成29年度が500万円、30年度がゼロと。ゼロになって、令和元年度がまた76万7,000円ということで、平成30年には一旦ゼロになったということなのですが、令和元年度再びこの76万円余り被害が出ておりまして、これは野生の鳥獣のことですので、なかなか対策が難しい部分もあると思うのですが、油断せず継続してしっかり対策を進めていくことが大事と思っております。

それで、この実証期間が3年間となっております、今年度が最終年度となっておりますけれども、県としても、このような取組、成功事例でございますので、これは次年度も国の交付金事業をしっかり活用していただいて、県としてもしっかり支援していただきたいと思っております。

そこで、来年度の交付金事業の採択に向けたスケジュールと県の所見を併せてお伺いしたいと思っております。

宮崎鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、梶原委員から、交付金事業についての御質問を頂きました。

委員のお話のとおり、本事業の実証期間は3年間の計画でございます、令和2年度が実証事業の最終年度となっております。

この交付金事業の来年度の採択に向けたスケジュールにつきましては、令和3年1月下旬に県内の各市町村の要望が県に提出されます。2月上旬に県が市町村の要望を取りまとめまして、国に提出することとなっております、4月上旬には国から県の交付額の割当内示がなされることとなっております。

この交付金事業の計画でありますとか実施に当たりましては、実施主体であります徳島市の意向が重要でございます。県といたしましては、国府町をはじめとする徳島市のカモによる被害対策には、ほ場を農業用不織布で覆うことが有効であることから、国と意見交換を行いながら、徳島市と十分に連携して、徳島市のカモの被害対策に国の交付金事業が有効に活用できるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

梶原委員

分かりました。国府町のブロッコリーは、関西の市場でも大変品質が良くておいしいということで評価されておりました、本当に地域の特産品となっております。

今、農家の皆さんが必死の思いで、このコロナ禍で売上げもなかなか厳しいというところもありまして、このとくしまブランドを全力で今守られておりますので、先ほど課長からは、実施主体の徳島市の意向が重要であるということをお答えしていただいたのですが、市のことであるのはそうなのですが、県としても全力で取り組んでいただきたいと思っております。

国の交付金が継続されることを心から願っているのですが、国の交付金が出ても、2分の1は農家の個人負担なのです。ですので、私の個人的な思いとしては、国が全額出してほしいと。国が全額出さないのであれば、これは農家の方の個人負担は無しにして、例え

ば、国半分、県が半分とか、そういった形にすれば、とくしまブランドをより守るために、これは重要な施策だと思いますので、是非そういったことも御検討いただければと思いますので、どうかよろしくお願いします。

吉田委員

まず、事前委員会の時にも出ましたナラ枯れ対策のことについてお聞きしたいと思いません。今年になって、徳島市とか県北部で初めて発見され、県南のほうでは2015年からということで、被害が出ているということだったのですけれども、あの時に9月末か、10月初めに対策協議会が開かれる予定であるという御答弁でしたので、新聞報道では県南の協議会が行われたということが載っていたのですけれども、報告していただけることがありましたらお願いします。

田中スマート林業課長

ただいま、県南におけるナラ枯れの連絡協議会について御質問を頂きました。

県南におきましては、今おっしゃられたとおり、平成27年に美波町、牟岐町で、徳島県で初めてナラ枯れが確認されて以来、毎年実施しております。

その南部圏域ナラ枯れ被害対策連絡会議というものを毎年開催しております。今年度は9月25日に南部総合県民局美波庁舎におきまして、県、関係市町、森林組合等が参加いたしました。開催いたしました。

会議では、南部圏域の被害状況、今年度の取組等、情報交換、意見交換等を行いました。具体的な内容でございますけれども、南部圏域のナラ枯れ被害の状況につきまして、阿南市、牟岐町、海陽町は昨年度より減少傾向にあり、また、那賀町は横ばい、美波町は海沿いから山間部に少し広がっているという状況を皆さんで共有したところでございます。市町によりまして、ばらつきはあるものの、大きな増加はなさそうな感じでございます。

今年度の取組についても話し合われました。各市町の状況について、事業対応や情報収集を行っております。阿南市、美波町、海陽町は、事業対応をしているということでございまして、那賀町は危険度等必要に応じて対応する、また、牟岐町におきましては、被害状況から引き続き、情報収集をするというようなことを聞いております。

また、専門家を招きまして、対応のアドバイスを頂いております。対応方法等について御教示いただいたということで、会を開催したというところでございます。

吉田委員

徳島市、阿南市については協議会がまだ行われていないということで理解してよろしいですね。県南以外の協議会はまだ行われていないということで。

田中スマート林業課長

今回行われたのが、県南の南部圏域でございます。そしてまた、東部につきましては、10月14日に予定しております。

吉田委員

ナラ枯れに遭う木というのが、大木になったらナラ枯れになりやすいということで、事前委員会の時にもお聞きしたのですけれども、これから人口が減少して里山の保全がすごく難しくなってくる時代を象徴しているような話だと思うのです。これから本当に大きな課題になってくると思いますので、幸い、県南のほうは対策されて総面積では広がっていないということ、むしろ縮小しているということをお聞きして、少し安心な部分もあるのですけれども、今後どうなっていくかというのが、あちこちで本当に心配されることなので、しっかり対策を御検討くださるよう要望します。

次に、気候変動についていくつかお聞きいたします。

この特別委員会の議事次第の中には、地球温暖化の防止に関する調査について、と書いてありますけれども、最近では地球温暖化問題というよりも気候変動問題と言われていまして、先進的なところでは気候変動と言わずに気候危機という言葉が使われているくらいになっています。

飯泉知事もいつもあらゆる会合とか県議会の場で、三つの国難と挙げられて、新型コロナウイルスと、あと災害列島と、気候変動ということで挙げられております。

新型コロナウイルスに関しては、目前の危機なので県庁挙げて一生懸命取り組まれているところなのですけれども、また、災害列島についても戦後最大の1,000億円を超える予算が付いたということで、事前防災ということで取り組まれていますけれども、ちょっと目に見えない未来の気候危機ということで、計画はされて打ち上げ花火はしているのですけれども、個々の政策が2030年に向けての一年目の今年を見て、まだまだかなと感じるところがありますので、少し質問をしてみたいです。

まず、未知への挑戦とくしま行動計画を見させていただきました。

長期ビジョン編として、2060年頃の姿が描かれています。それを受けて、中期プラン編、2030年の三つの方向性という中のIのところは脱炭素実現というのと、循環共生という形でうたわれています。この中で、先ほどのナラの木にも関係するのですけれども、木質バイオマスは結構重要になってくると思うのですけれども、事前委員会の時にお聞きして、事前に言っていなかったのでお答えいただけていない、この県内の木質バイオマスの発電と熱利用についての概要が分かりましたら、簡単にでよろしいので御説明をお願いします。

美保自然エネルギー推進室長

ただいま、木質バイオマスの発電施設の状況について御質問かと思えます。

事前委員会の時には、FIT認定の施設ということで6施設をお答えさせていただきました。

今回、木質バイオマスの発電施設ということで御質問を頂いておりますので、稼働中のものにつきましては、現在2施設がFIT認定を受けているということで御報告をさせていただきます。

田中スマート林業課長

今、木質バイオマスの利用について、熱利用ということで当課が管理しておりますボイラーのことについて、お話しさせていただきたいと思えます。

木質バイオマスと言いますと、木の木片だったり木くずとか、そういったものを有効利

用するというところで、現在スマート林業課では推進しているところがございます。

現在、県内の木質バイオマスのエネルギー量について、ボイラーが49基設置されております。その49基につきまして、木材加工施設であるとか農業施設、公営温泉などに使われているところがございます。

吉田委員

発電については2か所稼働で、稼働予定も大きな容量の所が3か所あるとお聞きしています。

熱利用のところが49基ということで、これは28か所49基ということで資料も頂いているのですけれども、これを今後ますます推進していくためにどうされようとしているのかということと、この行動計画の中にありますバイオマス活用推進計画を市町村が作るというところがあったのですけれども、この作成状況とか分かりましたら併せてお願いします。

美保自然エネルギー推進室長

まず、バイオマス発電についての今後の取組についての御質問だと思いますが、私どものほうの自然エネルギー立県とくしま推進戦略の中におきましても、バイオマスの導入促進ということであつておりまして、農林水産部とも連携しながらにはなりますが、地元の林業、木材産業で発生する林地残材、木くずなどの二流資材を木質バイオマスの燃料と言いますか、原料といたしまして活用することを推進していきたいと考えております。

田中スマート林業課長

加えまして、木質バイオマスのボイラーにつきましての利用についてお答えさせていただきたいと思っております。

スマート林業プロジェクトの推進のために、これまで根株やこずえなどに加えまして、枝葉、樹皮もD材として余すことなく利用するための施工体制の整備を推進していきます。

この木質バイオマスの利用定着に向けての取組をハード・ソフト両面から支援し、森林資源を生かした循環型産業の育成を図ってまいりたいと思っております。

吉田委員

バイオマス活用推進計画を市町村が作成、ということが書いてあったのですけれども、この計画を24市町村がどれだけ実際に作成されているのか、現在まだ作成されていないところもあると思うのですけれども、県としてそういうところを情報を集めたり指導したりするべきだと思うのですけれども、その辺はされていないですか。

田中スマート林業課長

申し訳ございません。市町村が作成するバイオマス活用推進計画に関する指導は、当課では持っておりません。

吉田委員

担当の方がいらっしゃらないということで、県の作った行動計画の中に市町村がそれを

作るというのがあると思われるので、また担当の課のほうに問い合わせたいと思います。

今の御答弁で、各ステークホルダーと連携して推進していかれるということをお聞きしたのですけれども、もう少し具体的にいろいろなことが答弁の中で出てくるように、今後また、私も勉強して実際に提案をしていきたいと思いますので、この点はよろしくお願ひします。

あと、中期計画の次に行動計画編ということで、10年の次に4年間で取り組む重点施策五つのターゲットというのがあるのですが、その中で気候変動は「ターゲット5 未来へ承継！循環とくしま・持続社会の実装」に入るのですけれども、適応策は結構ですので緩和策に絞って、2020年の半年が終わった中での達成状況がありましたら、行動計画の中の数字を含めて願ひします。

原委員長

小休します。(11時49分)

原委員長

再開します。(11時49分)

熊尾環境首都課長

緩和策につきましては、徳島県気候変動対策推進計画（緩和編）が本年3月に策定をされたということで、まだ実績の集計等はありませんので、今の段階でお答えする内容はございません。

吉田委員

それでは今の質問はそれでよいのですけれども、計画の中身を具体的に聞いていきたいと思ひます。例えば、「県が率先して庁舎の省エネルギー対策を推進するなど、環境にやさしい行政運営の徹底を図るとともに」ということで、県が率先して庁舎の省エネルギー対策を推進するというので、2018年度比で温室効果ガスを今年は1パーセント削減するというのが出ているのです。この今取り組んでいる県庁舎の取組など紹介していただいたらと思ひます。そして、今の取組に何を加えて、更に削減していくのかというのがありましたら願ひします。

熊尾環境首都課長

ただいま、県庁舎の取組についての御質問でございます。

都道府県及び市町村につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づきまして、その事業、事務につきましては、温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置、これに対する計画を策定する必要があるとされているところでございます。

本県につきましては、この法律に基づきまして県の事務、事業に伴う環境への負荷を軽減するための具体的な取組、またその目標を定めましたエコオフィスとくしま・県率先行動計画を策定して取り組んでいるところでございます。

現在は、令和2年度から令和5年度の4年間を計画期間とします第6次計画に取り組んでいるところでございます。この計画におきましては、電気使用量の削減でありますとか、用紙、燃料等の使用量の削減、また各種燃料の使用量の削減など数値目標を設定いたしまして、目標達成に向けた取組として、それぞれの部局において事務事業の執行に当たって資源やエネルギーの節約など、行政事務のグリーン化について具体的に定めまして、環境に配慮した取組を積極的に推進をしているところでございます。

直近の実績といたしまして、平成30年度になりますけれども、全部で8項目ございますが、このうちの5項目におきまして基準年度と定めております平成25年度よりも削減が図られたところでございます。

吉田委員

エコオフィスとくしま第6次計画に基づいて始まっているということで、5項目で平成25年度よりは削減が図られたということなのですからけれども、具体的に何パーセントというのは、まだ始まったばかりなので出ていないのですよね。

熊尾環境首都課長

今申しました平成30年度の実績が、今の第6次計画の前の第5次計画の時代の実績でございます。平成30年度につきましては、それぞれの実績でございますけれども、例えば用紙類の使用量につきましては、基準年度よりも若干増えたという状況にはございますけれども、上水道の使用量は5.8パーセント減少、また公用車の燃料使用量については13.9パーセントの減少、あるいはエネルギー供給施設等の燃料等の使用量は46.9パーセント減少するなどの実績がございます。

吉田委員

数字としても実績は出ているということで了解いたしましたけれども、用紙の節約であるとか水道の節約であるとか、省エネというよりは節電とか節約というような印象を受けました。

大きく下げるためには、やはり抜本的にゼロ・エネルギー・ビルであるとかを目指した大きな改修がないと無理な部分もありますけれども、そういうところから計画の中に盛り込む必要があるのかもしれない、というのを少し感じました。

その省エネについてなのですからけれども、先ほど木質バイオマスの熱利用というのもしやいましたけれども、どうやって2050年にそのエネルギーゼロ、二酸化炭素などの温室効果ガスゼロを実現するかというのを、全国的な環境のNPO、気候ネットワークとかWWFとか環境エネルギー政策研究所等がどうやってするかという道筋の中で示しているのは、今使っている電気を全て再生可能エネルギーとか熱を賄うのではなくて、まず3分の1は省エネをして残っている3分の2を全部再生可能エネルギーに変えていこうということを、どのNPOもそれを政府に対して提言しています。

その省エネを3割もするという部分なのですからけれども、それはゼロ・エネルギー・ビルとかゼロ・エネルギー・ハウスとか車の燃料とかで実現しなければ、節約レベルではとてもできない話だと思うのです。それで、電気というのは熱を電気に変えているわけですね

れども、そのときに効率というか、7割の熱はそのまま廃熱として大体捨てていて、3割しかエネルギーとして使っていないというのは、皆さん御存じだと思うのですが、その上でわざわざ電気にしたものをまた熱にして使うというのは、すごく省エネ的にもったいないので、まだ一般の人にはあまり知られていないのですが、熱を捨てるのはもったいないので熱をそのまま利用するという意識を高めるとともに、それができている機器を広めていくということはすごく大事だと思うのです。

そういう意味でお聞かせ願いたいのですが、太陽熱のボイラーというものがあると思うのですが、これは結構有効だと思います。もし分かればその利用実態とか、普及に向けての県の取組とかありましたらお願いします。

美保自然エネルギー推進室長

太陽熱利用機器についての御質問かと思えます。

まず、太陽熱利用機器の導入状況のデータにつきましては持ち合わせておりません。ただ、簡単にではございますが調べてみると、県内でも病院のほうで国庫補助を受けて導入された所はあると聞いております。

続きまして取組についてでございますが、太陽光を熱利用ということにつきましては、委員が言われましたとおり熱利用として優れている機器ができているようでございます。内容としましては、太陽光を集め、熱エネルギーとして溶媒みたいなところに熱を移して、給湯や暖房に利用できるようになってきていると聞いております。

その結果、エネルギー効率につきましても太陽光発電に比べて非常に優れているとされておりまして、その結果といたしまして給湯・暖房に要する経費も大きく節減され、設備設置に対する費用回収も十分に可能というような情報もあるところでございます。

県におきましては、県内の総エネ・蓄エネ・省エネ・設備の導入を加速させるために平成24年に創設いたしました自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付制度におきまして、中小企業等に向けて太陽光発電設備・風力発電設備などとともに、太陽熱利用設備も融資の対象といたしまして、融資により援助をしてきたところでございます。

ただ、令和元年度までの融資実績は100件超あるのですが、太陽熱利用につきましてもの御利用というものは現在のところございません。

吉田委員

太陽熱ボイラーを含めたそういう機器の資金の貸付制度があるということですが、この中で調べていないということもあるのですが、太陽熱ボイラーは実績が無いということです。是非セミナー、それからあらゆる機会を通じて、こういう優れた機器のことを紹介していただきたいと思えます。要望しておきます。

次に、法律で義務付けられていることと思えますけれども、温室効果ガスの排出事業者に温室効果ガス削減計画書と実績報告書の提出が義務付けられていると思うのですが、それについて徳島県では年間どれぐらいの事業所が提出しているのか、またその結果表彰もあると聞きましたけれども、どういうふうにそれを県が評価・分析して、またそれを企業にフィードバックをしているのかということについてお聞かせください。

熊尾環境首都課長

温室効果ガス排出計画等の提出についての御質問でございます。

県内の状況ということでございましたけれども、まずこの計画を提出しなければならない特定事業者というものがございます。

この特定事業者につきましては、県内に設置している全ての工場または事務所その他の事業所において前年度に利用したエネルギー使用量、これが原油換算値ということになりますけれども、この合計が1,500キロリットル以上の事業者というのがまず一つございます。二つ目としましては、県内においてトラック100台以上、バス100台以上、タクシーで150台以上の輸送能力を有する自動車運送事業者となっております。最後3点目なのですが、県内において自家用貨物自動車100台以上の輸送能力を有する自家用貨物輸送事業者ということになってございます。

令和元年度の実績としまして、これら3種類の特定事業者につきましては、県内で115社に計画及び実績報告をしていただいているというところでございます。

吉田委員

質問の後半部分の答えがありません。もう一回言います。

年間にどれぐらいの事業者が提出されていて、その結果を県としてどう評価・分析し、フィードバックしているのでしょうか。

熊尾環境首都課長

申し訳ございません。データの活用についての御質問でございます。

脱炭素社会の実現に向けまして、事業者の取組を促進するために温室効果ガス排出削減に着実に取り組む事業者を表彰する制度として、気候変動アワードを平成30年3月に創設をしたところでございます。

先ほど申しました報告書等を提出いただいている事業者につきましては、その中から期限を順守しているでありますとか、2013年度実績よりも削減がされているというような条件に合致をいたします事業者につきましては、取組内容を外部審査員に審査していただきまして、受賞者を決定しているというところでございます。

また、提出されたデータにつきましては、この表彰に活用する以外に、県内温室効果ガス排出量の算定に当たりまして、提出されたデータのうち各部門の活動量というところで統計データの補完をしているところでございます。

吉田委員

優秀な所を表彰しているというのは大変良い制度だと思うのですが、データは保存されていてもあまり活用はされていないのではないかと感じて質問をいたしました。

この結果、1年1年の毎年のことなので、確実に削減がされているのであればいいのですが、なかなかできないところに提案をしたりでありますとか、また中小事業者には義務付けられていないのですけれども、徳島県では原油換算で1,500キロリットル以上というところで、いろいろ条件があるみたいなのですけれども、他県では中小事業者にも義務付けているところもあったり、また実際にバスやトラックをたくさん持っている事業

所が新規に購入するときには許可を義務付けたりとか、いろいろ一歩二歩進んだ政策もあるようなので、今後御検討いただければと要望しておきます。

あと、先ほど少し出てきましたけれども、ゼロ・エネルギー・ハウスとか、ゼロ・エネルギー・ビルを推進していくというのは掲げてあるのですけれども、具体的にどういふことをしているかというのがまだ見えてこないの、もしありましたらお願いします。

熊尾環境首都課長

ただいま、住宅に関する省エネの推進ということだと思いますけれども、これにつきまして本県では脱炭素社会の実現に向けまして条例を施行したところでございます。

この条例、すだちくん未来の地球条例でございますけれども、この中で建築物の新築等を行う場合、当該建物に係るエネルギーの使用の合理化、エネルギー消費性能の向上、再生可能エネルギーの利用、資源の適正な利用、その他必要な措置を講ずるよふにということで、努力目標ということでございますけれども、これを求めているところでございます。

また、温室効果ガス実質排出ゼロに向けまして、2030年に50パーセント削減という目標を掲げてございますけれども、この目標の達成に向けまして温室効果ガスの全排出量の約4割が民生部門から出ているということでございますので、この対策を強化するという意味で本県におきましては、住宅に対する省エネ設備の導入支援といたしまして、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、ZEH（ゼッチ）と申しますけれども、ZEHに対する支援を行っているところでございます。

また、エコみらいとくしまにおきまして、徳島県地球温暖化防止活動推進センターを設置しているところでございますけれども、住宅の断熱設計をはじめまして、照明や給湯、家電製品に至るまで各家庭のエネルギーの見える化が行える、うちエコ診断というものを行ってございまして、こうした取組を通じて民生部門の省エネルギーの推進を図ってまいりたいと考えております。

吉田委員

これがますます広がったら加速度的に省エネも進んで行くものかなと思いますので、条例とか法令はきちんと県として定められて、それに従ってされているというのは、安心材料ではあるのですけれども、本当に危機なのですけれども目の前でないので、本当は危機感を持ってやってほしいという思いがあります。

あと10年しかない中で、本当にこのようなことで大丈夫かなと思うのです。行政の方は決められたことを一生懸命やってくださっているのですけれども、他県の事例なども参考にいろいろできることはないか、更にできることはないかということのを内部で検討していただいて、どんどん委員のほうに提案していつていただきたいなという思いです。よろしくお願いします。

あと、最後になりますが、新型コロナウイルス関係で1点お聞きいたします。

今回PCRの検査件数を増やすということと、あと1か所今日担当が来られておりますけれども、保健製薬環境センターがもしものことがあった時のバックアップとして、家畜保健衛生所を検査所としてそのときは使うということのを本会議でもお聞きしたのですけれども、これから鳥インフルエンザの季節にもなりますので、そちらのほうは大丈夫かなと

いう声が私のほうに聞こえてまいりました。そちらのほうはどうでしょうか。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま、吉田委員から、今回のコロナ禍におけますPCRの検査体制の強化に係りまして、鳥インフルエンザ等の家畜防疫に支障がないかというような意味合いでの御質問を頂きました。

今回家畜保健衛生所のほうで新型コロナの検査体制を整えるというのは、現在行っております保健製薬環境センターの補完的なバックアップ機関としての位置付けでございます。

なお、家畜防疫に支障がないように、例えば鳥インフルエンザが出ているとか、近隣県でCSF、豚熱が発生するなど、そういう緊急事態のときにはそちらのほうに傾注しますので、家畜防疫に支障があるというようなことはございません。

吉田委員

ありがとうございます。

それでは引き続きよろしく願いいたします。

原委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって、消費者・環境対策特別委員会を閉会いたします。(12時11分)